

**『2025年日本国際博覧会
「推奨物流事業者」及び「場内貨物取扱指定事業者」の公募』
公募要領**

1. 事業名称

2025年日本国際博覧会「推奨物流事業者」及び「場内貨物取扱指定事業者」の公募（以下「本案件」という。）

2. 目的と概要

2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催に伴い、海外からの公式参加者、非公式参加者及び一般営業参加者（以下「参加者」という。）が展示する貨物及び会場内で展示・使用・消費する貨物が多数輸入・再輸出されることが見込まれる。

この要領は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）が、円滑な万博運営のため十分な設備能力や人員を有する運送事業者及び通関業者として、次の物流事業者を公募により選定することを目的とする。

（1）推奨物流事業者

参加者による、会場外の地点（海外・日本国内）と万博会場（協会の指定する納入場所）との間の貨物の輸送、通関手続き及び貨物取扱いに関与する業者の選択の便宜を図るため、協会が参加者に推奨する「推奨物流事業者」（下記（2）の場内指定貨物取扱事業者（2社）を含む。）を、協会は公募により15社程度選定する。協会は「推奨物流事業者」のリストを「貨物の取扱いに関するガイドライン（仮称）」に掲載し、参加者に示す予定である。（参加者は、会場外の地点と万博会場との間の貨物の輸送、通関手続き及び貨物取扱いに関与する業者を、推奨物流事業者以外の業者から選択することが可能である。）

なお、参加者は、当該業者の選択を、自らの裁量と責任において行うものとする。

（2）場内貨物取扱指定事業者

万博会場内の貨物の取扱いの安全及び業務の効率化のため、参加者（当該参加者の委託を受けた運送事業者を含む）からの委託を受けて、万博会場内での貨物取扱い（1.展示館等の戸前又は中における貨物の取卸搬入、開梱、据付、移送、2.発送、3.荷役機械による貨物の取扱い、4.作業員を伴う作業等の諸作業）、参加者への物流に関する支援などを一括して行う「場内貨物取扱指定事業者」を、協会は「推奨物流事業者」から2社選定し、指定する。協会は「場内貨物取扱指定事業者」のリストを「貨物の取扱いに関するガイドライン（仮称）」に掲載し、参加者に示す予定である。（参加者又は当該参加者の委託を受けた運送事業者は、万博会場内での貨物取扱いについて、場内貨物取扱指定事業者以外の業者を選択することはできない。）

なお、協会は、当該事業者に対し、万博の会場内に事務所を設け、必要な人員、機材等を整備させる等会場における業務体制を整えることを求めるとともに、会場内における全般的な作業が円滑かつ迅速に行われるよう、当該事業者の個々の作業計画及びその実施を必要に応じて調整し、指導する予定である。

3. スケジュール

2021年10月25日(月)	公募開始
2021年11月1日(月)	質問書の締切
2021年11月10日(水)	応募書類の受付開始
2021年11月16日(火)	応募書類の提出締切
2021年11月中旬頃	選定委員会
2021年11月下旬頃	事業者決定・公表(予定)

4. 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。なお、各構成員は2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

- ① 当該公募に係る業務を遂行する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

5. 注意事項

・「推奨物流事業者」及び「場内貨物取扱指定事業者」のリスト(以下「本リスト」という。)は、一般に公開するのではなく、参加者に提供することを予定している。

・本リストへの掲載は無料であり、登録料、仲介料等は必要としない。

・「推奨物流事業者」については、本リストへの登録・掲載により、参加者との契約締結を保証するものではない。また、契約は参加者と直接協議の上、締結することになっているため、契約条件・内容は、それぞれの契約毎に異なることがある。

・当協会は、代金の回収を始めとする参加者とのトラブル対処等についての仲裁、その他紛争解決に関するは一切ない。

・万博の会場内の業務は、当協会が定める規則・ガイドライン・指示に従うこととする。

・当協会における個人情報の取扱いについては、<https://www.expo2025.or.jp/privacy/>を参照のこと。

6. 公募期間

2021年10月25日(月)から2021年11月16日(火)まで

7. 応募方法

(1) 配布方法

協会ホームページから下記(4)の書類をダウンロードすること。(郵送による配布は行わない。)

(2) 応募書類の受付期間

2021年11月10日(水)から2021年11月16日(火)まで

※郵送物は当日消印有効、メール送付は17時まで

(3) 応募書類の提出先

〒559-0034

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎 43階

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事業局 運営部 会場管理課

(担当: 栃尾、中西)

電話番号: 06-6625-8745

(4) 応募時に必要な書類

ア ヒアリングシート (Excel)

イ 応募申込書 (様式1) (Word)

ウ 共同企業体届出書 (様式2) (Word) ※共同企業体による応募の場合のみ

エ 誓約書 (様式3) (Word)

(5) 応募書類の提出方法

上記(4)の書類に必要な事項を記入のうえ、上記(3)の提出先に郵送により提出すること。

※2021年11月16日(火)までの消印があるものを有効とする。

また、郵送と併せて、必ず、2021年11月16日(火)17時までに電子メールで応募書類のデータを「log@expo2025.or.jp」あてに送信すること。(特に、上記(4)ア 「ヒアリングシート (Excel)」は、Excelシートのまま送信すること。)

● 折り返し、担当者から応募書類受領完了のメールを送信する。なお、翌日(翌日が土曜日の場合は、翌月曜日)の午前10時までに、担当者からの応募書類受領完了のメールが届かなかった場合は、下記まで連絡すること。

【受領完了メールが届かなかった場合の連絡先】

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事業局 運営部 会場管理課 (栃尾、中西)

電話番号: 06-6625-8745

(土曜日、日曜日を除く。10時から17時 ※12時から13時を除く)

(6) 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(7) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(8) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

8. 説明会

説明会は実施しない。

9. 質問の受付

(1) 質問の受付期間

2021年10月25日(月)から2021年11月1日(月)17時まで

(2) 質問の提出方法

電子メール(アドレス:log@expo2025.or.jp)で受け付ける。

※「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会 推奨物流事業者及び場内貨物取扱指定事業者の公募」と明記し、質問内容を「質問票」(様式4)に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けない。

- 折り返し、担当者から質問票受領完了のメールを送信する。なお、翌日(翌日が土曜日の場合は、翌月曜日)の午前10時までに、担当者からの質問票受領完了のメールが届かなかった場合は、下記まで連絡すること。

【受領完了メールが届かなかった場合の連絡先】

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 運営事務局 運営部 会場管理課

(担当: 栃尾、中西)

電話番号: 06-6625-8745

(土曜日、日曜日を除く。10時から17時 ※12時から13時を除く)

- 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、2021年11月9日(火)までに協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 推奨物流事業者及び場内貨物取扱指定事業者の公募について】に掲載する。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

10. 審査の方法

(1) 審査方法

ア 下記(2)の審査基準に基づき、外部有識者による選定委員会にて書類審査を行い、「推奨物流事業者」を15社程度選定するとともに、「場内貨物取扱指定事業者」を「推奨物流事業者」の中から2社選定、指定し、選定の審査結果を通知する。

イ 審査は、書類審査にて行う。(プレゼンテーション審査は行わない。)

ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
1 資力・透明性等	<ul style="list-style-type: none"> ・会社に信用があり、万一の事故等の場合に賠償責任等を負うことができること（資本金、資産等の十分な経営基盤があること） など 	100点
2 事業免許・許認可・資格等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際戦略港湾(5港)・国際拠点港湾(18港)における一般港湾運送事業者（無限定一種）および通関事業所を有していること ・主な税関空港(12空港)における航空運送代理店業および通関事業所を有していること ・一般貨物自動車運送事業の許可を有していること ・第二種貨物利用運送事業の許可および免許を有していること ・AEO認定事業者であること ・大阪市又は大阪府における産業廃棄物収集運搬事業の免許を有していること ・ハラール認証（輸送）を日本国内で取得していること ・一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（2020年4月24日国土交通省告示）の届出をしていること ・「ホワイト物流」推進運動に賛同し、持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言を行っていること ・美術品輸送の国際組織である ARTIM または ICEFAT に加盟し、美術品等の貴重品の取り扱いに熟知していること など 	500点
3 保有する設備・機器等 4 国内組織・人材 5 海外組織・人材	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模として、日本国内における事業規模に加えて、日本国外の現地法人、支店数、従業員、拠点倉庫規模等が豊富であること ・大阪府内に事業所と従業員を有すること ・大量の貨物を取り扱うことのできる十分な設備（倉庫、車両等）ならびに自社の通関要員（通関士、検査、受渡業務要員等）を有すること など 	400点
6 国内輸送実績 7 輸出入海運貨物実績 8 輸出入航空貨物実績 9 輸出入通関実績	<ul style="list-style-type: none"> ・一般貨物に加え、重厚長大貨物、冷蔵・冷凍貨物、食品、動物、危険品、液体、貴重品（美術品）等の貨物の種類を問わず、輸配送、開梱、保管、他法令対応、通関（検査対応含む）、据え付け、包装ができる豊富な経験があること ・輸送および通関実績が豊富であること など 	250点
10 輸送体制	<ul style="list-style-type: none"> ・海外から本邦の港、港から会場までの一貫輸送を自社でコントロールできること ・万博会場内での配送に AGV 等を配置できること など 	100点
11 大規模イベント（博覧会）輸送実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の国際博覧会等の大規模イベント等での運送・倉庫管理等の業務経験があること 	250点

12 その他	・2025年日本国際博覧会に理解を示し、何らかの形で出展・協賛・支援・参加する予定がある、その他、万博開催に際して、支援を惜しまない業者であること	－
合計		1600点

(3) 審査結果

ア 審査結果は採択に関わらず、全応募事業者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 推奨物流事業者及び場内貨物取扱指定事業者の公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

- ① 「推奨物流事業者」及び「場内貨物取扱指定事業者」と評価点
- ② 全応募事業者の名称 及び 評価点
- ③ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア 選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募事業者と応募した内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募した内容を意図的に開示すること。

エ 応募書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

11. その他

応募にあたっては、公募要領、その他別添の資料を熟読し遵守すること。